

立川市国土強靱化地域計画（素案）の概要

第1章 計画策定の趣旨

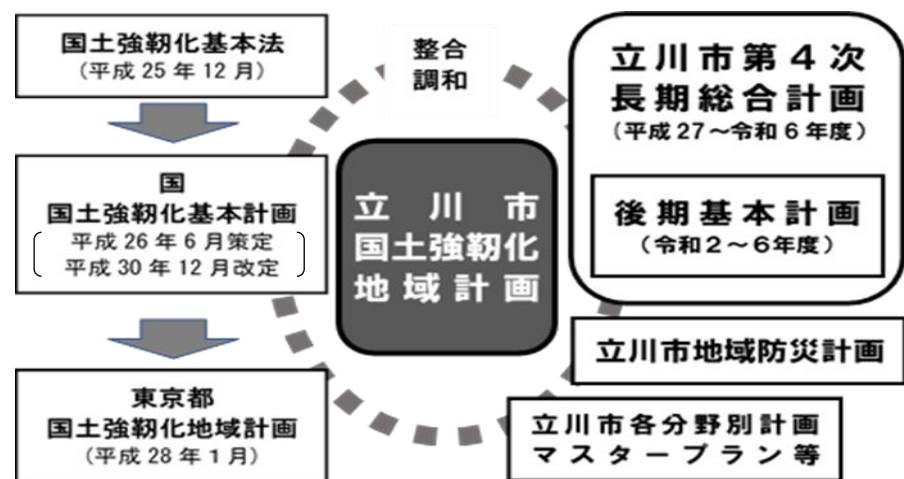
第1節 計画策定の趣旨

我が国では、「国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号）に基づき、大規模自然災害等に備えるため、事前の防災・減災と復旧・復興に資する総合的かつ計画的な取組が進められており、同法第 4 条及び第 13 条では地方公共団体に対し、①地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する、②国土強靱化地域計画を定めることができるとされています。

本市においても大規模地震や、近年頻発する風水害・土砂災害等に備えるとともに、復旧・復興に資する取組の推進が必要であることから、本市における防災上の課題等を明らかに、安全・安心な地域の実現に向けた諸施策を推進するための指針として、「立川市国土強靱化地域計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

立川市国土強靱化地域計画は、国・東京都の国土強靱化計画と、立川市第 4 次長期総合計画後期基本計画や地域防災計画・分野別計画に基づく施策との整合性を図りながら、本市における国土強靱化に資する関連諸施策の具体的な取組指針として位置付けます。



第3節 計画期間

立川市第 4 次長期総合計画後期基本計画との整合性を図ることから、計画期間を令和 6 年度までとし、必要に応じて見直しを図ります。

第2章 基本目標・推進目標

第1節 立川市の地域特性

本市の地域特性及び想定される大規模災害が発生した際の被害想定について整理します。

第2節 強靱化における基本目標

第3節 強靱化における推進目標

国・東京都の国土強靱化計画との整合性を保つ観点から、基本目標を次の 4 項目、基本目標を達成するための本市における取組について具体化した推進目標を次の 8 項目として設定します。

基本目標

1. 人命の保護
2. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧・復興

推進目標

1. 人命の保護が最大限図られる
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者の健康・避難生活環境を確実に確保する
3. 必要不可欠な行政機能を確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、これらの早期復旧を図る
7. 制御不能な二次災害を防ぐ
8. 地域社会・経済が迅速に復旧・復興できる条件を整備する

第3章 リスクシナリオ・脆弱性の評価・強靱化に向けた取組

第1節 想定されるリスク

本計画では、以下 2 点の大規模自然災害を想定して脆弱性を評価します。

①多摩直下地震・立川断層帯地震

②台風・集中豪雨に起因する風水害及び土砂災害

第2節 リスクシナリオの設定

第3節 脆弱性の評価及び強靱化に向けた取組

推進目標 8 項目の達成に向けて、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定し、想定される自然災害に対する防災上の課題を脆弱性の評価として整理し、取り組むべき施策について整理します。

リスクシナリオの設定

・8つの推進目標の達成を妨げるリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を設定

脆弱性の評価

・リスクシナリオを回避するため、本市における防災・減災対策の課題を整理

強靱化に向けた取組

・脆弱性の評価結果に基づき、強靱化に向けた本市の取組を整理

第4章 計画の推進

第1節 分野横断的な取組の推進

第2節 進捗管理

国土強靱化の取組を推進するにあたっては、分野別計画に基づく取組によって推進するとともに、防災の範囲を超えた分野横断的な取組が必要となることから、第 4 次長期総合計画後期基本計画における 37 の施策体系と関連して一体的に推進し、取組の効果を検証することにより進行管理を行います。

第3節 国の交付金・補助金との関係

国土強靱化を進めるために活用している国の交付金・補助金について示します。